

## 大阪府条例第十六号

### 大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の

#### 一部を改正する条例

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p>第十二条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、入所定員が四十人以下の場合又は他の社会福祉施設等の栄養士若しくは管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれるとともに入所者へのサービスの提供に支障がない場合にあっては第四号に掲げる栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号に掲げる調理員を置かないことができる。</p> <p style="text-align: center;">一 二 三 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 五 四 栄養士又は管理栄養士 一 以上</p> <p style="text-align: center;">2 五 六 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 三 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p>第十二条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、入所定員が四十人以下の場合又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれるとともに入所者へのサービスの提供に支障がない場合にあっては第四号に掲げる栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号に掲げる調理員を置かないことができる。</p> <p style="text-align: center;">一 二 三 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 五 四 栄養士 一 以上</p> <p style="text-align: center;">2 五 六 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p>第三十八条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第四号に掲げる栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第六号に掲げる調理員を置かないことができる。</p> <p style="text-align: center;">一 二 三 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 五 四 栄養士又は管理栄養士 一 以上</p> <p style="text-align: center;">2 五 六 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 三 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p>第三十八条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第四号に掲げる栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第六号に掲げる調理員を置かないことができる。</p> <p style="text-align: center;">一 二 三 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 五 四 栄養士 一 以上</p> <p style="text-align: center;">2 五 六 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 三 (略)</p>
附 則	附 則
<p style="text-align: center;">（軽費老人ホームA型の職員の配置の基準）</p> <p>第八条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がない場合には第五号に掲げる栄養士又は管理栄養士、第六号に掲げる事務員、第七号に掲げる医師又は第八号に掲げる調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第八号に掲げる調理員を</p>	<p style="text-align: center;">（軽費老人ホームA型の職員の配置の基準）</p> <p>第八条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がない場合にあっては第五号に掲げる栄養士、第六号に掲げる事務員、第七号に掲げる医師又は第八号に掲げる調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第八号に掲げる調理員を置かないことができる。</p>

置かないことができる。  
2 六五一四 (略)  
3 八 (略) (略)

以上

2 六五一四 (略)  
3 八 (略) (略)  
以上

## 附 則

(施行期日)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。